



発行所
 全国青年税理士連盟
 東京都目黒区碑文谷
 1-19-13(03)(716)5382
 (税理士村田昭事務所)
 編集兼発行人 志水 源可

税理士法改正問題で

日税連に申入れ

基本方針の決定はこれから

昨年の秋、東京税理士会の各ブロック会議の席上、税理士法改正問題に関し、高相東京会制度部長(日税連法対委理論小委員長)より、日税連の法対委の理論小委として、考えている法改正の基本方針ともいうべき「四本の柱」は、「①特別試験の廃止②税理士試験制度の改正③会計業務の導入④税務監査制度の導入」である旨の説明がなされた。

そして納税通信の十一月十七日発行第一一〇二号の第六面トップに、次の如き記事が掲載された。表題は「全会一致で特設廃止」「日本税理士会連合会は税理士法改正についての基本方針を固めた

」とあり、内容は

「日税連(会長川溝田澄人氏)は十月二十七日から三日間、熱海のニューフジヤホテルで、税理士法対策理論小委員会(委員長川高相芳彦氏)を開き税理士法改正について審議し、重点事項として①特別試験の廃止②税理士試験制度③会計業務の導入④税務監査制度の四つを打出した。云々」というものであった。

「承知のように、青税連は法改正問題について、昨年二月既に「わが国における税理士制度のあり方」についての意見書を発表するなど、重大な関心をもち、理論面においても実践面においても幾多

の研究と行動をとおして、我々こそが新しい税理士制度創設の一手であると自負している。

そして、新しい税理士制度の現実的理想は、我々税理士は納税者の權益を擁護することを社会的使命とし、完全な納税者の代理人としての職責と権利をもち、自主権をもった団体を組織し、租税法律主義の実現により、日本国民の財産権の擁護に全力を尽すところの税務の専門家でありたいと念願している。

而るに東京会ブロック会議等に発表された、日税連の法改正に対する基本方針なるものは、我々の希望を全く裏切るものであったため、十二月四日の全青税幹事会のとおりあげるところとなった。

▲全青税幹事会として

日税連へ申入れを決議

法改正における基本方針は、我々税理士は勿論、全国数百万の納税者の權益にかかわる問題であり、全青税幹事会としては座して黙することはできず、日税連に対して、法改正の基本方針を正しく改めるよう申入れをすることが、満場一致で決議された。

ところが、当日幹事会出席の役員中二名は、問題の理論小委のメ

ンバー)ったことから、事実の確認を求めたところ、「理論小委ではそのような基本方針のとりきめはなかった。そして討議の内容は外部へは発表しないという申し合せであった。」ということが判明した。

ここで問題は発展し、そのような申し合せを破ってまでも、決定していないことをあたかも決定したかのように、個人的に外部に発表したことは、会の役員としては極めて軽率な行動であり、この問題についても併せて日税連に抗議すべきであると決議された。

▲申入書

日税連幹部に送附

申入書の起草委員が各会より二名宛選ばれ、翌日申入書を作成し、重大問題に鑑み、日税連会長・副会長・常務理事・各部長・各委員長および法対委の全員に対して、この申入書を送附した。

申入書

税理士法改正の問題は、商法改正問題と共に、われわれ税理士にとって最も重要な問題である。最近活動を始めた、日税連税理士法改正対策委員会の中の、理論小委員会できると称する、

日税連の法改正についての基本方針」なるものが、業界紙(納税通信)に掲載されたり、或いは東京税理士会の各ブロック会議の席上発表されたりしているが、その発表のしかたは当を得たものではなく、その基本方針の内容については、われわれ税理士の要望を裏切るものである。

よって、われわれ全国青年税理士連盟は、幹事会の名において次の如く申し入れをする。

- 一、斯る重要な問題を、理論小委員会で検討中であるにも拘らず、また税理士法対策委員会において、あたかも決定されたものであるかの如く、業界紙や東京会のブロック会議に発表した行為は、全く軽率であり、民主的なルールを逸脱したものである。このことを反省し日税連の会報において釈明すること。
- 二、発表された基本方針の内容は、われわれ税理士の多年の要望とは、全くかけはなれたものである。理論小委員会は、法改正の基本方針を、税理士の代理権と自主権の確立を中心とするものに、もう一度審議し直すべきである。
- 三、この問題の重要性に鑑み、日税連の基本方針は、必ず全会

身を挺し、強力な反対運動を!

全国大会で村田代表幹事あいさつ(全文)

全国青年税理士連盟代表幹事の村田です。この税理士会はじまつて以来の歴史的名日に、反対演説をなす機会を与えられたことに對して、心から感謝する次第です。

われわれ、全国青年税理士連盟では、本年二月、現実的理想像ともいえる「我国に於ける税理士制度のあり方」について意見書を發表し、同じく十一月には「株式会社監査制度改正要綱案に対する意見書」を發表し、税理士法改正問題と商法改正問題の二つは、ともに将来の税理士像を探索しているわれわれ青年税理士にとっては、重大な関心事であり、この二つは相互に關連するという認識をもって対処してきました。十一月五日には、具体的な行動として、大阪に於て「商法改正反対決起大会」に多数の会員を集めて成功裡に終了し、決議文を發表して本日の総決起大会にのぞんだわけです。

われわれの「株式会社監査制度改正要綱案」に対する意見書の底

に流れる基本的な思考は、現在と

いうより、明日の税理士像を考え、納税者の權益擁護に生きがいを感じる青年税理士の声が、その根底にあります。

われわれは、中小会社を含む納税者の權益擁護を社会的使命と考へ、納税者を苦しめるようなこの改正要綱案には断固反対したい。

自主的・民主的な申告納税制度を支えている税理士制度の破壊を通じて、申告納税制度までも崩壊に導く危険性を、身にしみて、切実に感じて居るのは、将来の理想像を心にひめて努力している、開業後日も浅い我々青年税理士ではないでしょうか。

われわれの将来に暗い影を投げかけるような改正要綱案には、身を挺して反対しなければなりません。大局的な見地から考へてみると社会的制度を變革する為には、二つの絶対的必要条件がなければなりません。

一つは、一般の、即ち全国

民的立場からの「認識」があること、その二つは、一般社会からの「要請」がなければ、全国民的的支持を受けた社会的制度の變革は出来なはずです。この改正要綱案が出てきた経過をみますと、一般社会を構成するグループが反対を表明したわけですから、この意味からも、世論的支持をうけた社会的制度の改善とはいえず、一方的な、官儀的発想にもとづく思いつきとしか考えられません。

債権者保護・投資大衆の保護を目的とする。いわゆる「監査」の社会的重要性は大ですが、そうかといつて、単なるアメリカナイズされた、模倣的な監査を、そのまま日本に導入強化するよりも、この時期に於て、日本の国民性にマッチした、日本の土壌に合った、監査制度をあらためて考えなおすことこそ先決問題ではないでしょうか。

アメリカと日本とはその経済事情・経済基盤等が異なっている現実を無視して、単なる制度の導入のみでは、実効性は全くないと断言したい。

最後に全国の二万の会員に強く訴えたいことがあります。それは本日の総決起大会を如何に認識するかということです。私

は、この日に於て、税理士会全員の反対意思の確認を全会員が認め

あったと思ひます。これで終つたのではありません。意思を確認して、その上で、今日から今から具體的な全国的規模で、強力な反対運動を展開しなければ、何の為の総決起大会かといいたくありません。

お祭り行事ではありません。本日が反対運動の出発点です。この様な意味で、今日の、この日の氣運を全国各地に持ちかえつて戴き、今後ますます強力な反対運動を展開されることを切望します。

「最近、一部の業界紙等で、税理士法改正についての日税連の基本方針が確定したかの如く報道されておりますが、これは事実を誤り伝えるものであります。

いうまでもなく、税理士法改正に対する本会の基本方針は、全国税理士会員の英智を結集して決定されるもので、本会では目下着々このための具體的作業を進めております。

なお、税理士法改正に當つては、今後とも全国税理士会員の存分の協力をたまわらう、この機会に改めてお願い致す次第です。」



(演説する村田代表)

▲ 入書に對する

日税連の回答掲載さる▼

※員の民主的な討論によつて決定することを強く要望する。
昭和四十四年十二月四日
全国青年税理士連盟幹事会

入書を受け取つた日税連幹部はいろいろと協議した末、十二月九日の常務理事会で、入書の内容と趣旨とを全面的に認め、日税連機関紙税理士界の一月十一日発行の第四八二二の二ページ中央に掲載された、「全国税理士会員諸氏へ」「税理士法改正の基本方針について」という次の如き異例の發表となり、円満な解決をみた。

「最近、一部の業界紙等で、税理士法改正についての日税連の基本方針が確定したかの如く報道されておりますが、これは事実を誤り伝えるものであります。

いうまでもなく、税理士法改正に対する本会の基本方針は、全国税理士会員の英智を結集して決定されるもので、本会では目下着々このための具體的作業を進めております。

なお、税理士法改正に當つては、今後とも全国税理士会員の存分の協力をたまわらう、この機会に改めてお願い致す次第です。」

税理士法改正の 基本方針を誤るな

代理権・税務監査を中心として

二つの法改正

税理士業界をとりまく暗雲の一つである商法改悪問題は、全国総決起大会とデモ行進の成功により、反対運動の第一段階を過ぎ、いよいよ国会対策を中心とした第二、第三段階が重要なカギを握る事となって来た。これと併行して、一方の重要課題たる税理士法改正問題については、日税連を中心として、着々その対策に準備を重ねており、近く具体的方針が発表される事であろう。

先づ代理権確立を

シャープ税制・自主納税制度施行以来、現行税理士法は、昭和四十年の改正問題を中心として幾多議論検討されて来た。先づ第一に、「中正な立場」に関する租税法主義の適正な実現と、これに対する納税者の権益擁護を中心とした税理士の代理権の問題があ

に適正な法の運用を求める納税者の声は一段と強まり、税理士の法的援助と、納税者の権益擁護を中心とした税務代理権の確立が今や社会的要請となって来ている。我々は、税理士法の歴史的推移を觀察し、法改正の支柱をなす税理士制度のあり方の基本問題として、真剣に代理権の強化と取組み、よってその社会的地位の向上を計らなければならぬ。これによつて、問題の多い「中正な立場」と規定された税理士の使命は、自ら鮮明なものとなって来るであろう。

現行税理士法において、税務代理の規定をうたいながらも、課税処分に関する意見の聴取(法第三四條)、事前通知(法第三四條)等の有無に対する処分の効力、さらに、訴訟事件に関する代理権限の有無等、法施行当時における当局の態度が窺い知れるのであつて、税理士の代理は、納税者の後見人、補佐人としての代行の域を出ず、申告納税制度施行に対処して、因の補助機関としての税理士制度の発想をここに見る事が出来るのである。

しかし、申告納税制度は、その後の社会的啓蒙と、納税者自身の自覚によつて飛躍的に発展し、大多数の納税者は、税理士の助言と指導により適正な申告を行なうに至っている。これによつて税理士の職域は確固たるものとなつた一方、我々税理士の社会的責任は一段と深まったのである。特に事実認定に関する瑕疵なき裁量、並び

に適切な法の運用を求める納税者の声は一段と強まり、税理士の法的援助と、納税者の権益擁護を中心とした税務代理権の確立が今や社会的要請となって来ている。我々は、税理士法の歴史的推移を觀察し、法改正の支柱をなす税理士制度のあり方の基本問題として、真剣に代理権の強化と取組み、よってその社会的地位の向上を計らなければならぬ。これによつて、問題の多い「中正な立場」と規定された税理士の使命は、自ら鮮明なものとなって来るであろう。

監査制度導入の問題点

次に税務監査制度の問題を探り上げなくてはならない。ここに、三年「税務監査」と云う言葉を耳にするようになった。

我々の通常の業務の一つは、納税者の依頼により、日々の記帳指導を行ない、決算に際しては、商法並びに会計理論を充分参酌しつつ、一般に公正妥当と認められる会計処理を行ない、且つ税法上の各種調整を加えて決算書・申告書を作成・もしくはその指導にあたって居る。この作業は我々の業務の半数以上を占めると云つても過言ではあるまいし顧問契約を行な

「耐税者との関与形態はほとんどがこれに属するであろう。一方監査は他人の行なつた行為についての、第三者の立場よりその行為の適法適正の検討にその意義を認められるものであつて、部内監査人としての株式会社監査役については商法第二七六條に、又部外監査人たる公認会計士には公認会計士法第二四條一項において、その独立性・公正性が法律上に維持され、且つまた、何の為の監査か、誰の為の監査かが社会的に認識され、その監査の目的が明確になつて居るのである。

「耐税者との関与形態はほとんどがこれに属するであろう。一方監査は他人の行なつた行為についての、第三者の立場よりその行為の適法適正の検討にその意義を認められるものであつて、部内監査人としての株式会社監査役については商法第二七六條に、又部外監査人たる公認会計士には公認会計士法第二四條一項において、その独立性・公正性が法律上に維持され、且つまた、何の為の監査か、誰の為の監査かが社会的に認識され、その監査の目的が明確になつて居るのである。

我々の主要関与先である中小企業者、さらには零細企業者が、自己の能力において税務書類全般を作成し、これを我々が監査する事は、税務監査としては理想の姿であり、我々はその方向に充分の努力を払うべきではあるが、近い将来に実現する事は困難であり、この事は、納税者の権益擁護の立場をとる我々の考へと矛盾し、さらに中小企業者に過重な負担を掛け、又中小企業者の望むところでもあるまい。

一方、先に述べた様な税理士の一般業務及関与形態の過程において、会計理論・税法適用の非違事項の検査が行なわれて居る事に立

脚して、これが「監査」であると定義付けする意見があるが、これは監査の何ものかを理解せず、又社会常識として受入れられるかどうか疑しい。

近時税務監査制度導入を口にする人々は、税理士の業務を如何に理解し、監査の意義を如何に解釈して居るかを問う前に、我々の業務の実体を冷静に觀察すべきであつて、いたづらに「監査」と言う言葉の美感に酔い、これを行なう事によつて税理士の地位向上が求められるとの主張ははなはだナンセンスと言わなければならぬ。

仮に、監査制度を導入したした場合、当然責任事項が規定されるであろう。さらに現在、実査による更正件数割合が高率となつているが、これが監査導入により相当数減少するとしても、関与先の我々の関知出来ない事項の脱法行為により、税理士の監査に疑いが持たれ、社会の輝塵をかう危惧が全くないとは断言出来ず、元より我々がこれまで過重な責任を負う理由はないものの、社会的地位の向上をめざす税理士にとつて、反つて弊害ともなるであろう。

× × ×

「税務代理権」 特別概念として把握

第一回シンポジウム報告

△納税者と税務官公署の関係V

民主主義の原理を基調とするわが国憲法の理念は、行政においても、行政権の行使は法律にもとづき法律に従わなければならないとする法の支配による原則と、国民の権利の保護尊重の原則の二原則を具体化することによって実現し得るものとされている。

しかしどのように行政の民主化を押し進めたとしても、法律が行政機関である税務官公署に対して、行政の段階で優越性を認めざるを得ないことは否定できない。それは行政の基本的性格の一つだからである。即ち更正決定・差押・公売等の行政処分の特権や質問検査権等が税務官公署に対して与えられていることは、国民―国会―内閣(税務官公署)―納税者―(国民)の民主的な主権の作用の過程にかかわらず、税務官公署納税者の直接的関係をみるかぎり、

法が附与した力において税務官公署は納税者より優位な立場にある。あまつさえ、行政行為には公定力と自力執行力が一般的に認められている。行政の段階では、納税者が劣位にたたせられているという認識にたつて、納税者の権利擁護に関する法の整備と適用をはからなければ、真にその目的を達することはできない。

△納税者の活動範囲の拡張V

租税法上の行為は義務の履行と権利の行使と大別される。代理行為は税務官公署に対してなされるから、両者の行為の本質的な開きに注目する必要がある。義務の履行は、仮にそれが不完全であったとしても税務官公署のなす処分によって補充されることとなる。これに反して、納税者の権利の行使が不完全だった場合の不利益は決定的である。租税法に定められた納税者に有利な()を撰択する権

利、税務官公署の違法処分による財産権等の侵害を排除する権利(不服申立)、或はそのような侵害を防止する権利(調査段階での主張陳述)は納税者側から行使することによって実現しうるものである。税務官公署の行政段階における優位性と租税法の複雑難解性を考えるとき、税務専門家によつて、このような納税者の権利行使の活動範囲を拡張することは、民主行政主義をとる以上、義務の履行の代理性に較べてはるかに重要な意義をもっている。

△税務代理の範囲V

民法上の代理は、代理人の独立の行為によって本人が直接にその法律効果を取得する制度として説かれていた。民法は個人の自由な意思に基いて法律関係を形成することを認め、そのような行為に法律効果を与えようとする。つまり私的自治を原則としている。故に法律効果を取得しない行為を対象としていない。法律要件とすべき行為に限定して、代理制度を考察し定義づけがなされている。だから民法上の代理の概念のみから税務代理の範囲を限定しようとするのは誤りである。

納税者と税務官公署の関係は、

前述のとおり行政段階では税務官公署優位の関係である。税務官公署に対して課税事実につき解明開示又は陳述するといった事実行為ではなく、税務官公署の公権力の行使たる質問検査に対処するための行為であり、本質的には法による心理的強制による行為である。このような行為は、税務官公署の違法又は不当な処分によつて、納税者が財産権その他の権利を侵害されることを未然に防止するという事実上の効果をもつ。通達でもこのような行為の代理が税務代理に含むことを明らかにしている。

法律効果を取得する行為に限らず、行政行為の要素である税務官公署の認識・判断・意思の決定に影響を及ぼす行為も又代理の範囲としている。事実の効果をもつ事実行為につき代理するという、公法上の特殊概念として税務代理を把握することが必要である。

△税務代理権V

納税者の活動範囲の拡張は納税者の能力を超越した意思判断によって可能となる。納税者に代つて独立して行為をなす地位即ち税務代理権の確立の必要性はここにある。代理は、納税者自身が決

定した意思判断を、常に税務官公署に伝達する使者と異なる。代理人自らの意思判断や認識に基いて行為をなす地位こそ税務代理の本質である。代行の概念を税理士法に規定することは、この独立の地位を否定しようとしているのではなからうか。立合は税務代理の遂行に必要な行為であるが代理とは区別すべきである。税務官公署が課税事実の調査のため本人から直接陳述を受けることを欲した場合にこれを拒否しうるかどうか。国税犯則取締法適用の場合等必要最少限にとどめるべきである。

税務上の主張にわたらない単純な会計事実の説明が、税務代理の範囲に含まれるかどうか議論がある。会計事実が課税事実に含まれる概念の一部である。これを区分するときは課税事実の陳述等の代理権の一部を否定することになり、その名において税務調査に関する税務代理権を事実上無視される危険性がある。独占業務との関連は別途に考慮するとしても、これを税務代理に含めておくことが税務代理権の確立のために必要である。

× × ×

国税通則法改正案の提案を前にして

附帯決議の内容を

法文中に盛り込め!

大阪会 志水 源 司

国税通則法の一部を改正する法律案は第六十一国会の衆議院において、修正案要綱・附帯決議(案)等が附されて参議院に廻された。

昨年八月五日審議未了で廃案となったのでありますが、細見卓主税局長は「国税通則法の一部改正案が廃案となつたのは、誠に残念だつた。しかし、法案第一件が廃案となつてい

ることもあり、これを審議するための臨時国会が開かれると思われるので、この折には必らず提出し、成立を期したい。この際には衆議院の審議で付された修正案を原案に含めることになろう」と述べています。

ここに問題として残るの、国税通則法の一部を改正する法律案に対する附帯決議であります。

一、政府は、国税不服審判所の人的構成及び運用についてその独立性を強めるように留意し、今後における社会、経済の進展に即応しつつ国税庁から独立した租税審判制度の創設、出訴と不服申し立ての選択等についても、絶えず真剣な検討と努力を行なうべきである

二、政府は国税不服審判所の運営に当たっては次の点に十分配慮を行ない、納税者の権利救済の実現について万全を期すべきである。

(1) 納税者がためらうことなく、自己の主張を行ない得るために、いやくも税務当局が不服申立人を差別的に取り扱うようなことのないよう厳に適正な運営を確保すること。

(2) 質問審査権の行使に当たっては、権利救済の趣旨に反しないよう十分配慮すること。特に国税不服審判所の職員は、その

調査の新たな脱税事実の発見のためでないことを厳に銘記の上、納税者の正当な権利救済の実現に努めること。

(3) 納税者が審査請求に当たつて自己の主張を十分に行ないうるよう、租税当局はその処分又は異議決定において附する理由をできる限り詳細に記載するよう努めること。

三、大蔵大臣は国税不服審判所長の任命についての承認に当たつては、自らが任命すると同様に積極的に行うべきである。

四、本法の目的を達するため、国税審判官等がその職務の執行を厳正に行ない得るよう、その身分及び処遇等について十分に配慮すべきである。

五、略 六、略

我国唯一の立法権を有する国会が自から附帯決議をつけねばならないような法案を成立させとは何という事か? 国会の怠慢、墮落である。

このような形で行政府に注文をつけ、なくその精神を法律そのものに注文として、誰が読んでも理解出来る文章として法律を成立させるのが国会の役目ではないのか、このような法文外の附帯決議だけで、立法府の責任がはたされるのか、法律は成立すると、その文字が解釈され運用されるのであり、明確な文言で法文そのものに、法律制定の趣旨を生かさねばならない。この事は次の条文を読んでみれば明確であります。

税理士法(附則)
三〇、当分の間、第六条の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行なう。
この法文の「当分の間」は何を意味するか、この法律が上程され

た時、審議に参加した。国会議員は十年十五年あるいはもっと永い期間と理解していただであらうか。おそらく、三年五年位と理解していただではないだろうか。このように考えてみると、法文はその文言の明確性が、いかに重要であるかがわかる。その意味において、附帯決議を必要とする法案が廃案となつた事を喜ばねばならない。そして、次の国会で、附帯決議の趣旨が法律の文章として明確にされた上、成文化される事を期待するものである。

我々は、税理士として、これらの法案が納税者の権利救済に真に役立つ法律として制定されるよう、今後も努力せねばならない。

「同好会結成」についてのお知らせ
厚生部長 増田昌弘

全国青年税理士連盟の本年の目標として組織の拡大をとりあげておりますが、厚生部といたしましては会員相互の親睦を通して本連盟の組織拡大、発展強化を推進していきたいと考え、同好会(とりあえず、ゴルフ倶楽部、麻雀倶楽部、旅行倶楽部の三部門)の結成の準備を致しております。現在同好会規約の審議に入つており四月上旬には結論が出ますので、おそくも五月上旬には同好会入会申込案内を会員の皆様のお手元におと

下さい。

下さい。

下さい。

下さい。

第二回シンポジウム案内 テーマ「税務監査の本質について」

研究部主催第二回シンポジウム「税務監査論」については、開催日程が未記のとおり決定した。

税理士の憲法ともいふべき税理士法の改正は、われわれにとって永年の悲願であるが、折しも日税連においては、税理士法改正対策委員会理論小委員会を中心に、目下税理士法改正要望書案の作成作業を進めており、その中でこの税務監査を取上げ「税務申告の適法性、正確性、妥当性、真实性を担保するために一定の監査基準に基づき、会計処理から課税標準及び税額の計算に至るまでの過程を監査し、証明することを税理士の独占業務とする」旨の要望を行う模様であり、ここにおいて税務監査が極めて具体的、現実的な問題として大きくクローズアップされることとなった。

納税者の代理人として、その利益を擁護し、租税法主義の実現に資するにあるという、税理士の使命と職責との関わり合いにおいて、この税務監査論が果していかなる意義をもつのか、その本質の究明は誠に重要であり、かつ急を要するものにならうとしている。すなわち、今回のシンポジウム開催のゆえんもここにある。多数の会員の参加を望む次第である。

て、この税務監査論が果していかなる意義をもつのか、その本質の究明は誠に重要であり、かつ急を要するものにならうとしている。

すなわち、今回のシンポジウム開催のゆえんもここにある。多数の会員の参加を望む次第である。

記

テーマ 税務監査の本質について
日時 四月二十日午後一—四時
場所 名古屋税理士会館 四階会議室（名古屋市中村区弥富町四ノ五） 電五八一局七八八六番

幹事会報告

第三回幹事会は、十二月四日午後五時より、東京本郷の森田屋旅館にて開催。村田代表幹事の挨拶の後、柔原副代表幹事の議長により次の審議が行われた。

まず、翌五日の日税連商法改正反対総決起大会の概要が、安井総務部長から説明。全青税とし

ても、これを強力に推進すべく申合せを行った。次いで、村田商対委員長より、全青税の商法改正案要綱に対する統一意見書の報告があり、一同これを承認した。また、総決起大会における青税代表としての反対演説の内容について検討された。

組織強化活動については、奥田組織部長と村田代表幹事から、個人加入と地方グループの結成状況の報告があり、総務部より、地区別代議員会の開催計画と規約審議特別委員の人選の結果が報告され、全員の了承を得た。

委員長 村田 昭
同委員 松本茂郎、中村幸司、宮下芳春以上大 阪 吉富六石、杉浦正康、奥田普士以上名古屋 桑原 裕、井沢雄蔵、安井徳次以上東 京

各部長より、事業経過と予定の報告が行なわれ、予算支出と併せて検討された。最後に、日税連税理士法改正対策委員会の理論小委員会の最近の動向に対する批判が提起されその対策として、申込書の提出が決議された。（一面参照）

溝田日税連会長、波多野同商対委員長、横井同副委員長の他に東京、名古屋の会員数名の陪席があり、午後十一時まで討議が続けられた。

二月十一日午後四時より名古屋税理士会館において、第四回幹事会を開催。吉富副代表幹事の議長により、次の議題が検討された。

(一)各部 報告

総務部 地区別代議員会の報告
研究部 第二回シンポジウム
厚生部 同好会の運営組織計画
組織部 組織強化活動状況報告
広報部 会報六号の発行その他

(二)税理士法改正問題の対策

村田代表幹事より、前幹事会の決定による日税連法対委への申入書の経過報告がなされ、今後の法改正対策として、税理士法改正対策特別委員会の設置が検討され、各単位会毎に十名の委員による構成とその活動方針が協議された。

(三)規約審議特別委員会について
地区別代議員会における意見や各幹事の提案を参考として、その運営について討議された。

(四)第三回定時代議員総会の準備

本年は、東京会が担当する予定となっており、その会場、日程、運営方法について、総務部、研究部、厚生部から概略の報告があった。

(五)商法改正対策について

村田商対委員長より、日税連商対委との協議の経過が報告され、今後の国会の動向に関連して、陳情関係の協力が要請された。

以上で予定の審議を終え、次回幹事会は四月上旬、大阪で開くことを申合せ、午後七時三十分散会した。

地区別代議員会

執行部と一般会員との対話による、意見の交換と問題の提起の場を設け、その総意を会務運営に反映させようとの意図をもって、代表幹事の提案にもとずき、総務部で計画された地区別代議員会は (一)会務報告、(二)全青税に望む、のテーマにより、一月二十一日東京、二月六日大阪、二月十一日名古屋で開催し、各地区代議員と正副代表幹事、部長幹事の他に地元単位会選出幹事が加わり、各地で熱心な意見交換を行ない、有意義のうちに終了した。

各位の御協力に厚く感謝申し上げます。次第です。

高知県の希望

組織拡大の成果報告

そのあけぼのから現在まで

個人加入者の叫び

昭和四十四年十一月下旬、組織部では全国の青年税理士に全国青税連のシオリ・加入申込書の発送準備で忙しい最中に四国の高松と高知を訪問した。高知の青年税理士の一人一人が「税理士は今の状態でよいのか」を悩み考えていた。特に代表幹事との手紙のやりとりが数回あったが、高知の吉田平八郎会員からの手紙を原文から抜萃し地方で考え悩む青年税理士の動きを集録したものである。

一日も早く全国各地に高知のような光が輝き、やがては全国の大きな光になることを切望したい。(広報部)

◇◇◇◇◇

は連盟の目的に大賛成である。「是非加入したいと思う。いや是非全青税の加入者が増し、発展させたい。」小生は無論加入方法等知らない。

御多忙とは存知しますが、加入方法の詳細を青年税理士の全員にお知らせ願いたい。十一月三日受信。

◇◇◇◇◇

先日は何のおもてなしもできず申し訳なく存じます。

先生のお話しをお伺し高知の会員も私自身も冬眠よりさめた感じです。先生方にとり残されぬ様一日たりとも早く高知青年税理士連盟を結成させねばなりません。また、私と異なった年代の加入者をふやす為には高知におられる先輩の先生方に働きかけて下されば、一層早く多く加入者を増すことが出来ると思えます。

どうか先生からも先輩の先生方に「一報下されれば幸いと存じます。」

私も先生の努力に報いるように努力します。

この度、先生にお会い出来たことは私の四十四年度のトップニュースであり私の大きな飛躍のキッカケになると思います。

どうか今後とも御指導下さいますようお願い申し上げます。

何時か全国大会でお会い出来ることを楽しみにして居ります。どうか御健康でご活躍下さいますよう、心からお祈り申し上げます。十一月二十一日受信。

◇◇◇◇◇

法改正反対運動に関し先生益々御多忙の事と存じます。

さて、高知県の個人加入者がほとんど出揃いましたので、一応入会申込書に入会金を下記のとおり同封致します。

連盟よりシオリが届いた後に、私が十一月十九日高知商工福祉会館に出席した先生方に文書(内容は中央の青年税理士は活発で四国は取残されている。今までの「事無かれ主義」から脱皮して税理士制度発展強化等のため立上ろう……青年税理士は団結しよう……青税連が全国化された事は幸運であり、これを機会に我々税理士の為に先生自身の為に加わらう……)を送りしその後入会した本人に直接入会申込書を受け付けました。

入会申込書は入会者の手間ははぶこうと職務人事録や会員名簿で私が記入しましたので空白の欄が多々御座居ますが悪しからず。

仕事の都合でまだ会えない先生が二人程います。

四国税理士会の高知支部の理事は全員高知青年税理士連盟が芽生えつつあることを喜んでおります。十二月十四日受信。

◇◇◇◇◇

本年は税理士会にとって波乱の多い年だと予測されますが、先生益々ご活躍のことと存じます。

我々高知の青年税理士は、きたい結束をし全国青税連の趣旨にそった有意義な会にするべく努力致しております。四十四年十二月より毎月例会を聞き当月で例会は二回目を数えました。(これも全国青税連の個人加入制度の採用がキッカケであり嬉しく思っております。

例会での主な決議事項を報告させていただきます。

一、パッチを付けること。
本試験合格者としてのプライドを持ち税理士として自覚するため。

二、毎月例会を開催。
例会の一週間前までに議題を送附し意見を交換する。

三、税理士特別試験廃止。(同封の「異常な税理士制度」中に協議の結果、税理士法改正案を作成し全国青税連本部と四国税理士会に提出する。二月の例会で会員の意見を結果し提出する文書には会員の全員が自署押印する。

四、全国青税連規約改正に対する要望。

① さんに会員一名に付一〇〇〇円としてはどうか。
(理由)

② 高知のように少人数の地区では団体加入できない。
③ 会員数割一名に付二〇〇円では会費が少なく本部の役員に負担をかけているのではないだろうか。会発展の為の費用は全てが負担すべきである。

④ 代議員は会員一〇名に一名とし又一〇名未満五名以上の場合は〇・五名(議決権が半人分)としてはどうか。
(理由)

少人数の地区では本部に意見を反映できない。

一月十五日受信

税理士制度の改正意見書を提出しますのでよろしく御願いたします。

我々のグループを「全国青税連高知青年税理士会」と命名し代表幹事には小笠原長男氏が就任しました。今後とも御指導の程を。二月二十六日受信

心に協議。

各単位会だより

名青税

☆商法改悪阻止運動の重要な一環をなす過般の総選挙に際しては、税政連及び地区連の推せん候補者の当選を期するため、拡大理事会有るいは各支部集会を通じて連盟会員の結集をはかり、会長以下全員が最後の瞬間まで総力をあげて活動した。その結果はほ所期の目標に近いものを達成した。

☆研修部主催の「相続税・贈与税における株式評価」についての研修会を十二月二日名古屋税理士会館に於いて開催、会員は勿論会員外の税理士も多数参加し、有意義に終了した。

☆厚生部が中心となって「名青税ゴルフ会」が結成され、第一回競技会が十一月十四日森林公園ゴルフ場に於いて開催された。今後春夏秋冬と年四回競技会を行ない、年一回は懇親会を行なう予定。

☆組織部は、全青税が取組んでいる未組織地域の会員勧誘運動と併行して、名古屋税理士会内の未加入青年税理士の入会を促進するため、各支部長の協力の下に実態調

査をした上、これに対し強力な呼びかけ活動を開始している。

大青税

11月8日大青税役員会開催。現職務職員の不行為等に関して前向きに検討することを可決。全青税商法改正反対統一意見書案の審議を各支部例会にて審議方を指示。12月5日の東京躍起大会には、大動員をする等可決。国税局税理士係よりの大青税名簿及び会報の提出要求に対して、任意団体に対しては監督権は及ばないとの理由で拒否することに可決12月23日、本年度税理士試験合格者歓迎会に代表幹事出席、合格者全員に青税規約及び入会申込書を頒布する。

2月6日、大青税役員会を開催、44年度後半の基本方針を審議。

(1)税理士制度の研究討議を課題とし税理士制度改正特別委員会設置を可決、委員十人を選任
(2)組織の拡大運動を展開し、現在四百人の会員を六百人にする旨確認された。

又、大税金務法政策委員会の国税

不服審判所案の研究討議に参加方を要請に、研究部員を以って一任と可決。

東青税

東京青税連は、このところ青税の基本的姿勢に就き、真剣な討論を重ねられている。

十二月の役員会、正副部長会議更に一月の役員会は二月十日全会員を対象に討論会の開催を決定。テーマ「これからの青税に何を望むか。」

この日、日税連、東京会執行部である先輩会員、更に新入会員も出席し、全員青税入会の動機を語りつつ初心にかえて討論は延々五時間をついやした。

先ず日税連、東京会と青税連との関係については、協力関係を望む声と権威ある在野精神にのっとり是非々非々を主張する意見あつて白熱、又組織論として、今東京青税連が押し進めている部会結成を強力に促進し、一般会員との交流を深めつつ断層解消につとめるべきだとし、又、執行部に対する民主的運営を望む声もあつた。

尚、青税規約審議会は二月五日年会制限、青税の目的等に就き審議、なにか新しい時代の胎動といったものを感じさせる。

顧問先にお配り下さい

講習会のテキストにも最適!!

日本税理士会連合会監修
大蔵省主税局長 吉良親金 著
総務課課長補佐 金親良吉 著
昭和四十五年度版

定価 ¥100
但し、会員前金特価
¥80 (送料実費)

『改正税法と活用のポイント』

本年度税法改正の要点と、更に一步つっこんで、合理的に節税を行うための活用のポイントを、わかり易く中小企業及び一般向けに解説したものです。

お申込み先
(株)日本経営通信社

- お申込みは10冊以上に限ります。
- 30冊以上お申込の先生には事務所名を印刷致します。(無料)
- 事務所名印刷の場合は出版社名等は印刷致しません。

本社 東京都新宿区新宿2-57 佐原ビル
TEL 352-0769・0760 356-0061
支社 大阪市東区内淡路町1-26 片岡ビル
TEL 941-7227・7228